

○愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

平成19年3月31日愛媛県後期高齢者医療広域連合条例第20号

改正

平成20年2月26日条例第2号

平成22年2月23日条例第9号

平成27年2月26日条例第1号

愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条）

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権（第13条—第24条）

第2節 訂正請求権（第25条—第28条の4）

第3節 利用停止請求権（第29条—第32条の3）

第4章 不服申立て等（第33条—第35条）

第5章 雑則（第36条—第42条）

第6章 罰則（第43条—第47条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、愛媛県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、広域連合行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- （2） 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員及び議会をいう。

- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第19号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (7) 本人 個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (8) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。
- (9) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
- ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- イ 実施機関が定める機関において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの
- (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護について事業者及び住民の意識の啓発に努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の侵害を防止するために必要な措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第5条 住民は、相互に個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、かつ、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の適正な取扱いの確保

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を広域連合長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報の収集方法
- (5) 個人情報の内容
- (6) 個人情報の対象者
- (7) 第8条第1項ただし書の規定による個人情報の利用又は提供を経常的に行うときは、その利用の範囲又は提供先
- (8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を広域連合長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始、変更又は廃止した日以後において当該届出をすることができる。

4 広域連合長は、前3項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を速やかに愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に報告しなければならない。この場合において、審査会は、当該報告を受けた事項について、広域連合長に意見を述べることができる。

- 5 広域連合長は、第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、広域連合の職員又は職員であった者に係る人事、給与、服務、福利厚生その他これらに準ずる事項に関する個人情報取扱事務については、適用しない。

(帳簿の作成及び閲覧)

第6条の2 広域連合長は、前条第1項から第3項までの規定による届出に係る事項を取りまとめた帳簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

(個人情報の収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から提供を受けて収集するとき。
 - (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。)から収集することが事務の性質上やむを得ないと認められる場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関があらかじめ審査会の意見を聴いた上で、本人以外の者から収集することが事務の執行上やむを得ない場合又は本人以外の者から収集することについて相当の理由がある場合であって、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号又は第7号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を収集したときは、その旨及び目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会の意見を聴いた上で実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。
- 5 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 法令等の定めがあるとき。

- (2) 実施機関が審査会の意見を聴いて個人情報取扱事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認めるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の定めがあるとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供する場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関若しくは国等に提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当の理由があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

- 2 実施機関は、第1項第4号又は第7号の規定に該当して保有個人情報を利用し、又は提供したときは、その旨及びその目的を本人に通知しなければならない。ただし、審査会に意見を聴いた上で実施機関が適当と認めたときは、この限りでない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。ただし、特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提

供してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第8条の5 実施機関は、実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対し、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めるものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合を除き、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する保有個人情報を当該実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法をいう。）により、保有個人情報を実施機関以外の者へ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報の適正な取扱いについて必要な措置が講じられていると認めるときは、オンライン結合により、保有個人情報を実施機関以外の者へ提供することができる。

(個人情報の適正な維持管理)

第10条 実施機関は、保有個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失、損傷及び改ざんの防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった保有個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う業務の全部又は一部を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項に規定する業務の委託を受けた者は、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する業務の委託を受けた者及び当該業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

第1節 開示請求権

(開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者（第13条第2項の規定により未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この条において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないことを条件として、任意に提供された情報で、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付する

ことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 開示することにより、人の生命、健康、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- (6) 広域連合の機関と国等との間における依頼、協議等に基づいて、作成し、又は取得した情報で、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (7) 広域連合の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報で、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を不当に損ない、不当に住民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの
- (8) 広域連合の機関又は国等が行う事務事業に関する情報で、次に掲げるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務事業に関し、開示することにより、正確な真実の把握を困難にすると認められる情報その他違法又は不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にすると認められる情報
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務事業に関し、開示することにより、広域連合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められる情報
 - ウ 調査研究に係る事務事業に関し、開示することにより、その公正かつ能率的な執行を不当に阻害すると認められる情報
 - エ 人事管理に係る事務事業に関し、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすと認められる情報
 - オ 広域連合若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事務事業に関し、開示することにより、その企業経営上の正当な利益を害すると認められる情報
 - カ アからオまでに定めるもののほか、当該事務事業の性質上、開示することにより、当該事務事業の適正な執行に支障を及ぼすと認められる情報

(部分開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別するこ

とができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第16条の2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第17条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

4 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る保有個人情報が、当該保有個人情報の全部又は一部を開示しない旨の決定の日の翌日から起算して1年以内にその全部又は一部を開示することができるようになることが明らかであるときは、開示請求者に対し、その旨を通知するものとする。

(開示決定等の期限)

第19条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同

項に規定する期間を60日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第19条の2 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第20条 実施機関は、第18条第1項の規定により開示請求に係る個人情報の一部を開示しないとき、又は同条第2項の規定により開示請求に係る個人情報の全部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に広域連合、国等及び開示請求者以外の者(以下この条及び第35条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知し

て、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合で、当該情報が第15条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の2の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が、当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに保有個人情報の開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第22条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録された行政文書の当該個人情報に係る部分につき、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。

2 実施機関は、閲覧又は写しの交付の方法による保有個人情報の開示にあつては、当該保有個人情報が記録された行政文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

3 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

（開示の請求の特例）

第23条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報に限り、開示請求者は、当該保有個人情報の本人であることを確認するために必要な書類を提示し、口頭により開示の請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による開示の請求があつたときは、本人であることを確認して、速やかに開示するものとする。

（費用の負担）

第24条 保有個人情報の開示等に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により保有個人情報が記録された行政文書の写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、広域連合長は、開示請求者が保有特定個人情報の写しの交付を求めた場合において、当該開示請求者について経済的困難その他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該保有特定個人情報の作成及び送付に要する費用を減額し、又は免除することができる。

第2節 訂正請求権

(訂正請求権)

第25条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第29条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 他の法令等の規定により実施機関から開示を受けた保有個人情報

- 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求をすること（以下「訂正請求」という。）ができる。

- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に訂正請求をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正請求の手續)

第26条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書という。」）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の場合において、訂正請求をする者は、規則で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第26条の2 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定等)

第27条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部について訂正をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該保有個人情報の訂正を行った上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部について訂正をしないときは、その旨の決定をし、速やかに訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(訂正決定等の期限)

第28条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にならなければならない。ただし、第26条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

(訂正決定等の期限の特例)

第28条の2 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(事案の移送)

第28条の3

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第27条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）

をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

第3節 利用停止等請求権

(利用停止請求権)

第29条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第7条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条及び第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条又は番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人その他広域連合長が審査会の意見を聴いた上で規則で定める者は、本人に代わって前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をすることができる。

3 第1項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）は、保有個人情報の開示を受けた日の翌日から起算して90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第30条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止を求める内容及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、規則で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人又は本人の委任による代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以

下「利用停止請求者」という。) に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第30条の2 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定等)

第31条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部について利用停止をするときは、その旨の決定をし、速やかに当該保有個人情報の利用停止を行った上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の全部について利用停止をしないときは、その旨の決定をし、速やかに利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止をしないときは、利用停止請求をした者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第32条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第30条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第19条第2項の規定は、利用停止決定等について準用する。

(利用停止決定の期限の特例)

第32条の2 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(他の制度との調整)

第32条の3 他の法令等の規定により、保有個人情報を閲覧し、又は保有個人情報が記録された行

政文書の謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる等の場合における当該保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示については、当該他の法令等の定めるところによる。

2 他の法令等の規定により、保有個人情報の訂正又は利用停止を求めることができる場合における当該保有個人情報の訂正又は利用停止については、当該他の法令等の定めるところによる。

3 保有個人情報に係る本人からの開示請求については、この条例によるものとし、愛媛県後期高齢者医療広域連合情報公開条例は、適用しない。

第4章 不服申立て等

（不服申立てがあった場合の手続）

第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあったときは、決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。

（1） 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2） 決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（3） 決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る全部を容認して訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を容認して訂正することとするとき。

（4） 決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第34条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1） 不服申立人及び参加人

（2） 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第35条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

(苦情の処理)

第36条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 広域連合長は、事業者が行う個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(広域連合長の調整)

第37条 広域連合長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、個人情報の取扱いについて報告を求め、又は助言をすることができる。

(事業者に対する個人情報の保護施策)

第38条 広域連合長は、事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第39条 広域連合長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を要請し、又は国及び他の地方公共団体の協力の要請に応じるものとする。

(運用状況の公表)

第40条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外等)

第41条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(3) 広域連合の施設において、一般の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報

(委任)

第42条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第43条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第11条第2項に規定する業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいい、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 前3条の規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第47条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月26日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月23日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年2月26日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げ

る規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第15条第3号ウの改正規定 平成27年4月1日
- (2) 第2条第3号から第7号まで、第8条、第8条の2、第13条（保有特定個人情報に係る部分に限る。）、第14条第2項（保有特定個人情報に係る部分に限る。）、第15条第2号（保有特定個人情報に係る部分に限る。）、第24条第3項、第25条第2項（保有特定個人情報に係る部分に限る。）、第26条第2項（保有特定個人情報に係る部分に限る。）、第29条第1項（保有特定個人情報に係る部分に限る。）及び第2項（保有特定個人情報に係る部分に限る。）、第30条第2項（保有特定個人情報に係る部分に限る。）並びに第32条の3第1項（保有特定個人情報に係る部分に限る。）及び第2項の改正規定 番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日
- (3) 第8条の4の改正規定 番号法附則第1条本文に掲げる規定の施行の日
- (4) 第8条の3、第20条第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第28条の3第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）、第28条の4（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第29条第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）の改正規定番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日